

福祉サービス第三者評価契約書（案）

事業者名 (以下「甲」という。) と社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 (以下「乙」という) は、甲が運営する施設の第三者評価について、次のとおり契約を締結する。

(第三者評価の対象)

第1条 第三者評価は、次の施設に対して行う。

- (1) 種別：
- (2) 名称：
- (3) 所在地：
- (4) 定員：

(第三者評価の実施)

第2条 乙は、乙が定める第三者評価事業実施要綱 (以下「実施要綱」という。) に基づき第三者評価を行う。

2 甲は、乙の行う第三者評価に必要な資料を提供するほか、第三者評価の円滑な実施に協力する義務を負う。

(履行期限)

第3条 乙は、平成 年 月 日までに第三者評価の結果を福祉サービス第三者評価結果表 (県が定める様式) により甲に通知する。

(手数料)

第4条 手数料は、324,000円(税込)とする。

2 甲は、手数料をこの契約履行した日から14日以内に、乙の指示する方法により乙に支払うものとする。

(契約解除及び解除に伴う手数料の取扱い)

第5条 契約解除及び解除に伴う手数料の取扱いは、実施要綱の規定による。

(守秘義務)

第6条 乙は、第三者評価の際に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

ただし、実施要綱の規定による緊急時における対応が必要な場合は、この限りでない。

(信義則)

第7条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(契約の変更)

第9条 この契約締結後、特別の事情により必要がある時は、契約内容の一部を変更することができる。この場合、甲と乙とが協議して書面によりこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 (住所)

(法人名)

(代表者の役職名・氏名)

印

乙 福島市渡利字七社宮111番地
社会福祉法人福島県社会福祉協議会
会長 瀬谷俊雄

印